

東海財務局の取組

平成21年度の取組

未成年者喫煙防止については、財務省その他の関係省庁、たばこ業界三団体（社団法人日本たばこ協会、全国たばこ販売協同組合連合会、日本自動販売機工業会）等において、成人識別機能付自動販売機の全国稼働実施に向けた取組を行ってきました。

財務局としましても、成人識別自販機の導入は、未成年者の喫煙防止という社会的な要請に応えるための重要な取組であるとの認識のもと、新規許可した小売販売店に対しては「自動販売機により製造たばこを販売する場合には、成人識別装置（たばこを購入する者が成人であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備した自動販売機により、当該装置を常時稼働させた上で販売すること」との許可条件を付与するとともに、既存の販売店で成人識別機自販機未導入となっている業者に対しても同様の許可条件を追加付与することにより、導入を義務付けているところです。

さらに許可条件付与後も従来型自動販売機によるたばこ販売を行っている販売店に対しては、許可条件に違反するため、営業停止処分等に向けた手続きを進めてきたところです。

また、財務省で成人識別機能付自動販売機と認定している3方式（タスポカード方式、運転免許証方式、顔認証方式）のうち顔認証方式については、従来型ソフトによる自販機では未成年者がたばこを購入できる可能性があることから、財務省において、22年3月に、顔認証方式たばこ自動販売機については、未成年者を成人と誤認することがないように改善を加えた最新ソフトを搭載した自動販売機のみを成人識別自販機として認めるとの成人識別自販機の判定の変更を行いました。

財務局としましてもそうした変更を踏まえ、ソフトの更新を文書で要請したところです。

平成22年度の取組

上記の許可条件に違反して成人識別機自販機を未導入のまま販売している小売業者に対しては、営業停止処分及び許可取消処分に向けた手続きを進めることとしております。

また、顔認証方式自販機を導入している販売店で最新ソフトへの更新など必要な措置が講じられない場合には、販売店の製造たばこ小売販売業（出張販売を含む）の許可に、「自動販売機により製造たばこを販売する場合には、成人識別装置を装備した自動販売機により、当該装置を常時作動させた上で販売すること」との許可条件を付与していくほか、条件付与後も当該条件に従わない場合には、営業停止及び許可取消しに向けた手続きを進めることとしております。